

## 宇部市公式 YouTube（ユーチューブ）に関する運用規定

令和 2 年 9 月 22 日  
宇部市 広報広聴課

### （目的）

1 この運用規定は、本市の職員が「YouTube（ユーチューブ）」を活用して、市政等に関する様々な情報を積極的に発信することを目的とする。

### （適用）

2 この運用規定は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「宇部市ガイドライン」という。）に基づき、宇部市公式 YouTube（以下「当アカウント」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

### （アカウント情報）

3 広報広聴課に YouTube 担当者を置き、当アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

4 広報広聴課は、当アカウントを利用し、情報発信を希望する課等に対し、発信に必要なログイン ID 及びパスワードを通知する。

### （情報発信）

5 原則として、当アカウントは広報広聴課で管理する。

6 情報を発信する課等は、課等内に YouTube 担当者を置く。

7 情報を発信する課等は、その課等の長が情報発信の責任を負う。

### （対応時間）

8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に投稿する。

ただし、情報を発信する課等の長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

### （意思決定）

9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは YouTube の特性や情報発信の即時性を考慮し、YouTube 担当者の判断により当アカウントに直接情報を発信できるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を発信する場合

### （投稿動画の利用）

10 宇部市ガイドラインの「禁止事項」に該当しない限り、当アカウントの投稿の拡散は自由とする。ただし、投稿元が当アカウントであることを明記する。

(知的財産権、著作権、肖像権などの全ての権利)

11 当アカウントに掲載する個々の情報(動画、キャプションの文章など)に関する知的財産権は、当市に帰属したものとす。投稿は原則として、誰でも自由に利用できるものとするが、当市が知的財産権を放棄するものではない。当アカウントが再投稿した情報(動画等、文章など)に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

再投稿または転載(動画のダウンロード)の際は、投稿元のアカウントの方針に従うこととする。

(アカウントへのコメントの禁止)

12 当アカウントに対するコメント(意見や反応等)については、コメント機能をオフにすることにより、一切のコメントを受け付けないものとする。

(ホームページへの表示)

14 広報広聴課は、なりすましでないことを証明するため、当アカウントを市の公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)の中の上にリンクを掲載し、情報発信を行う。

15 広報広聴課は、この運用規定を公式ホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

16 広報広聴課は、当アカウントになりすましたページ(投稿)及び公式なものと誤解を招くページ(投稿)を発見した場合は、公式ホームページ等において情報を発信し、なりすましページ(投稿)が存在することへの注意喚起を行うものとする。

(注意事項)

17 他人の著作物を撮影し、それを素材に加工または合成した場合、著作権の侵害に当たる場合があるため、人物の動画を投稿する場合は、被撮影者の承諾を得たもののみとする。

また、著作権または肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

(登録の解除等)

18 広報広聴課長は、法令、宇部市ガイドライン及びこの運用規定に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

(協議事項)

19 この運用規定に定めていないものについては、広報広聴課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。

(広告の表示)

20 動画の広告表示は無効とし、アップロードする動画について広告表示による収益化は図らないこととする。